八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　富田八郎
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　23000
定価　一部五円

第八回国勢調査

政治行政のもと

来る十月一日に実施

国勢調査は、統計法の定めによつて行われるもつともたいせつな、また、もつとも大がかりな調査です。第一回の国勢調査は大正九年に行われ、それからほぼ五年ごとに調査があり、今回の国勢調査は第八回目にあたつています。

この調査で調べた人口の統計結果が、今後五カ年間の国の政治行政の基本資料となり、地方公共団体議員の定数、地方交付税交付金、雇用ならびに失業対策など重要な資料を提供します。

この調査では、国内に住んでいる人を一人のこらず、正確に調査することが何よりも大切ですが、

この人口に関する項目のほかに、国民の経済活動に関する事項として十四才以上の人の就業の状態、国家の重要問題である住宅に関する項目などの事項を調べます。

特に今回の調査方法は前回の調査に比べて「申告法」と「面接法」の両方式を用いています。このような意味から、今回の調査が成功するか、さらにまた信頼のできる使いものになる統計が出来るか否かは、市民の皆様方のご理解とご協力にかかつています。

調査は世帯主（申告者）が、調査票に記入したり、或は国勢調査員の質問に答えてもらうのです。但し申告者が不在のときは代理の人が申告してもよいことになつています。

申告者は家庭に配られた調査票に記入する前に、記入例と注意事項をよくお読みになつて十月一日午前八時までに正しく記入して下さい。

なお「調査員記入欄」には調査員が、実地調査のときに申告者に質問して記入するのですが、世帯員のうちの勤人については、仕事について本人がいなくてもわかるように、調査票右下の「おぼえがき欄」にその人の氏名、勤め先の名称と所在地、勤め先の事業の種類とそこでその人の従事している仕事の種類などを書いておいて下さい。

調査の方法

調査の方法は「申告法」と「面接法」との二つになつています。調査員が、九月二十四日から三十日までの一週間に、受持調査区内の世帯全部を巡回訪問し、調査票を配つて実地調査の手配をします。皆様の家庭では世帯主が、また寄宿舎や下宿屋のような世帯ではその寄宿人や下宿人を代表する人が、国勢調査の申告者となり申告者記入欄に氏名、生年月日などを記入していただきます。

十月一日から実地調査が始まります。実地調査とは調査員が皆様の一軒々々を訪問し、世帯員一人々々についての仕事のことや、住居のことについていろいろとお尋ねし、その場で調査票に記入することになつています。調査員は正確な調査が出来るようにと世帯の私的なことがらに立ち入つて質問しますが、こうして知つたことは、ほかにもらすことがないようにいましめています。また格別必要もないことがらまで立ち入つて質問しないように注意しています。市の統計係で行う全ての統計は統計法によつて、調税など統計以外の目的には決して使わず、また税務関係職員は調査に当りません。この点もよくご理解されて、安心して正しい申告をして下さるようにお願いします。

お願い

国勢調査は、国内に住んでいる人を一人のこらず正確に調査しなければならぬことは前に述べた通りです。若しご近所で調査もれの家が発見されましたら、調査員が実地調査に廻つた時に、注意して下さい。

調査票記入にあたつては、調査票にも書いているように、青インキまたは墨（すみ）ではつきりと書いて下さい。書きまちがえたときは二本線を引いて消し、その行の余白に書きなおして下さい。赤インキを使わないように、同じことを書くときでも「〃」「同」などとしないでくりかえして書いて下さい。

国勢調査
昭和30年
10月1日
総理府統計局

台風の備えはよいか

忘れた頃に又來襲

九月は本格的、台風季節と云われている、私らが過去幾度かの台風で経験し注意しなければならない点は次の通りです。もし台風が来たらどのようにすればその被害を最少限に防止できるか、よく考えてこれに対する備えを十分にしよう。

一、家屋の倒壊防止と風の進入を防止。

❶倒壊の危険のある家屋は、筋違を入れ、四隅にはヒウチを施して補強をし、トタンや瓦屋根の飛散しないよう針金か釘で止める。

❷雨戸や窓その他外部の戸の外れぬよう内側からサンを入れ、外側から板張にし応急の場合は内側から畳をたてかけ支え棒を。

❸板塀、土塀、看板等の倒壊や飛散を防止。

二、気象通報に注意。

❶新聞やラヂオの気象通報に注意して、台風の進路を確める。

❷台風が接近すればラヂオでは刻々と情報を発表がある。しかし暴風雨になれば停電するかきらでるだけ停電用のラヂオを備えよう。

❸情報不明のときは、市役所、消防署又は消防出張所で問合せると知らせる。

三、防火と消火の準備を。

❶家の内外の燃え易いものを整理し、特に危険物は安全な場所に納めよう。

❷止むを得ない限り火の使用は止めよう。

❸ローソク等の裸火に特に注意しよう。

❹電気のスイッチを切ろう。

❺屋外で切断された電線に注意しよう。

❻消火準備のため（飲料水も兼ね）で得る限り多量の水を確保しよう。

❼軽便ポンプ、消火器、ゴムホース、トビロ、火たき等を整備する。

四、出火の際は消火に努めすぐ消防署へ。

五、付近の火事に飛火の警戒

❶大火の共通原因の重なものは飛火で、強風時には想像以上遠くまで飛火する。藁屋根、板屋根、その他燃え易いものは特に警戒しよう。

❷飛火の危険があり、水のかけ難い処えは先に十分水をかける。

❸消水バケツ等を二階又は物干場等に持ち上げて監視しよう。

六、避難先を考えておく。

老人、病人等は適時安全な場所に避難できるよう予め考える。

人権擁護相談

とき　九月二十一日（水）午後二時―四時

ところ　曙川出張所

あなたは人権を犯されていませんかすぐご相談においで下さい。

新委員長に中西氏

教育委員長交替

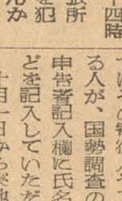
中西委員長

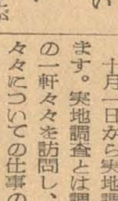
大谷副委員長

教育委員会では、八月十日の定例会で沢田委員長、中西副委員長が辞任したので、後任に市議会選出中西政太郎委員が委員長に、大谷長太郎委員が副委員長に就任した。

失業保険法一部改正

事業主は早く届出を

九月一日から失業保険法の一部（適用関係、給付関係、徴収関係など）が改正された。改正された重な点は

一、被保険者の資格と届出

九月一日から安定所の確認がなくては無効になつた。この届出では事業主からの場合と、届出のない時でも被保険者（労働者）が直接安定所に来られても有効です。

届出での期日

（A）事業主の場合は九月二十日までに届出ること。

（B）被保険者又は被保険者であつたものの場合は九月二十一日から十月十日までに届出ること。

この届出でがないと八月三十一日以前の雇用期間は被保険者の資格がなくなる。

二、新規適用事業の種類

次の事業で五人以上の労働者を雇用している事業主は九月五日までに安定所に届出をせねばならない。

（イ）病者又は虚弱者の治療看護その他保健衛生の事業

（ロ）司法保護事業その他営利を目的としない事業

三、徴収関係で改正の点

（イ）保険料を余分に納めたものは次の保険料の時充当される。

（ロ）天災その他で事業主が責を負うことの出来ない理由で保険料が遅れた場合は延徴金をとらない。

なおこの改正について不明の時は安定所までおいで下さい。届出の用紙は安定所にあります。

産米予約 五千百六十石

農協のご協力に感謝

本紙前号によつてお知らせした通り本年度産米予約売渡申込みは農家の絶大なるご理解とご協力により去る八月二十日の予約期日までに予想以上の成績で申入れを完了したことを感謝しています。

予約数量は次の通り。

各地区農協名	予約数量
八尾	一七四一・二二石
龍華	四二二・四〇
久宝寺	三九九・二〇
大正	三九九・四〇
西郡	二・三〇
堤合	四・三〇
新家	三〇三・二〇
三野郷	五〇一・一〇
北高安	一四七・五〇
高安	二九三・七八
南高安	五六九・一〇
曙川	三七六・五〇
計	五一六〇・〇〇

なお八尾・高安・南高安の各地区予約数量は出入作の関係で、その後次の通り訂正されました。

地区名	前号発表	訂正後
八尾	一七四七石一四	一七四一石二二
高安	四三一・五	四四一・二八
南高安	五七三・〇	五六九・一〇

非常警備隊編成替え

災害に備えて強化

当市の非常事態に対処するため先年から職員の警備隊を組織していたが、先に組織されたものは個人組織となつていたため出動の際不自由を感ずる場合があつたので今回新たに課単位に改織した。編成は次の通り

▽隊　長＝市長

▽副隊長＝助役・収入役

▽隊　付＝秘書課長・同課員

▽指揮班　班長＝総務課長　副班長＝会計課長　（班員）総務・会計課員

▽報道班　班長＝広報課長　副班長＝先任係長　（班員）広報課員

▽救護班＝班長＝福祉事務所長　副班長＝先任係長　（班員）福祉事務所員

▽医療班　班長＝市立病院長　副班長＝先任同医長　（班員）市立病院職員

▽防疫班　班長＝衛生課長　副班長＝先任係長　（班員）衛生課員

▽警備班　班長＝経済課長　副班長＝戸籍課長　（班員）経済・戸籍課員

▽建設班　班長＝土木課長　副班長＝水道課長　（班員）土木・水道課員

▽調査班　班長＝税務長　副班長＝税務課長　（班員）税務・徴税課員

▽予備班　班長＝市会事務局長　副班長＝監査室長　（班員）市会事務局・監査室・選挙管理委員会事務局・教育委員会事務局・農業委員会事務局の各職員

▽出先班　班長＝出先機関の長（班員）各出張所・商工会館・公民館・各保育所・養老院・市立病院（医療班員を除く）の各職員

第八回国勢調査 調査員氏名

（順序不同）

大西熊治郎　飯尾松次郎　林田仙太郎　植田竹雄　桜井繁夫　小田郁代　中林国雄　野口清　高田定一　田中正悟　高橋嘉三郎　藤沢義信　佐藤芳夫　土蔵末吉　備後成信　和泉谷徳次郎　高橋富三郎　鶴田彰　井上巳一　森田庄治郎

岡邨武弘　藤岡勝憲　岡田幸子　渡辺喬　沢田彦三郎　中野勇　米沢春年　国守範治　羽山富太郎　岡本繁　大久保恵司　西岡延夫　河崎正一　平岡英夫　花谷富蔵　坂口秀司　時野弥三郎　徳谷良子　角田悌也　松原利男

黒崎松次郎　嶋野利三郎　山本新蔵　藤川繁子　山本タカ子　谷村安三　加仲留吉　上田精一　新藤義雄　藤井嘉一郎　奥田泰功　平口栄逸　川崎順平　松尾孝　徳山政良　金田辰蔵　日下勝　喜多羅徹三　岩崎秋子

家路忠雄　片岡恒次郎　田辺源寿　高橋慶子　岩崎市太郎　小田浩之　木下武　小沢泰成　梅田亥之助　中西栄次郎　斎藤捨松　谷口宗之助　三栖龍一　関野重之助　柳農富三　西岡宗男　田中正治郎　内田辰治郎　波田武亮

作間嘉七　志賀潤八　藤野光治　福田卯之助　紙谷満　岸清一　葛西信弥　寺内吉太郎　鶴田重盛　小山安太郎　岩田留吉　武田菊太郎　菊田岩吉　後藤重郎　山本延良　大饒栄次郎　竹本豊太郎　萱村善三郎　柏木十四夫　伊藤勝治　高田捨三郎　杉野良五　田中吉太郎　中村ノブ　平清治　西本弘司　久尾卯之助　奥田一興　村上薫　大北文衛　田中富三郎　田中泰治　三上幸寿　丸尾由松　植田鶴蔵　丸山隆　辻野弥三郎　友田義彦　竹田正雄　山下嘉人　桐山啓三　岩城義一　阿尾義治　西脇蔵三

青山総市　鎌田為一　西田正一　西川とし子　貴志宣　大崎万太郎　崎山宇一郎　山田良雄　田代喜太郎　寺田勘一　上田鈴見　大本浩子　中山喜三　中村雄造　神戸治郎　恒川正二　高井保太郎　田中猪三郎　中西末吉　上野山義勝　平野米吉　堀谷悟郎　森本角太郎　網田良子　水田茂　足立増蔵　乾安次郎　伊藤八郎　山本幹容　岡本一男　児玉亀雄　植田一郎　菖蒲茂　井上昌治　尾山朝男　小山徹三　古屋敷栄　染井正一　北川保夫　因埜富太郎　西田九郎　金田常三郎　筒井喜一　金田喜一

（以下次号）

家庭教育の体験文募集

▶応募資格―八尾市在住のもの

▶原稿は―原稿用紙五枚以内

▶送り先―市役所内　福祉事務所社会係

◎入賞者に賞金を呈します

九月十五日限り〆切

ごみは必ずごみ箱に

料金 家庭で月三〇円

最近心なき人によつて街のあちらこちらにごみを捨てて街を汚されています。市では旧市内の普通一般家庭のごみは毎週一回必ず収集していますから街路に捨てないよう協力を願います。

みだりにごみを捨てると清掃法により三万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処せられますからご注意下さい。

市ではごみ収集家屋の門標の打替えを行つていますが、それは清掃法と当市清掃条例に依つて汚物の収集及び処分につき土地家屋の占有者から手数料を徴収するためその区分を明示しているのです。ごみの収集手数料は次の通りです。

一、普通手数料（一般家庭）汚物容器（石油箱相等容積）一箇に付月額三〇円

二、特殊手数料（官公署、学校園、会社、工場、商店、寄宿舎、興行場、旅館、食堂、遊技場その他これに準ずるもの）

級区分は前号の基準によつて個々に定め何れの級にも該当し難い場合は別に定めることになつています。

級	1級	2級	3級	4級	5級
月額	50円	100円	150円	200円	250円

以上のように区分していますから一般家庭で、もしも毎週石油箱一箇以上のある場合は右に準じ手数料を徴収しますからご承知下さい。

また伝染病予防のためハエ蚊などの発生を防ぐため容器には必ず蓋をして下さい。

収集人には常にごみ箱の取扱いに十分注意するよう指示していますが、もし乱暴な取扱いをする者を見つけた場合は車の番号をお知らせ下さい。

引揚者の皆様へ急告！！

在外公館等借入金確認請求書再度受付開始を

在外公館等借入金（難民救済資金）の確認請求を昭和三十年十二月三十一日迄再度受付いたしますから未提出の方はこの際至急提出して下さい。

○在外公館等借入金とは引揚の際現地の大使館、領事館、居留民会その他の団体が在留邦人の引揚救済等のために皆様から借入れた資金です。

○請求書の書式や提出手続きについては、市役所内福祉事務所社会係でお尋ね下さい。

昭和三十年九月五日

八尾市福祉事務所

森永ドライミルク（MF）使用の幼児は必ず十日迄に医院、病院、保健所等で診断を受けて下さい。（診断料は不要）

タバコ買うなら市内の店で　ちょつとした心づかいで市に協力

旧三野郷地区の声

河川・道路の改修を

公聴録音座談会（續）

既報の通り公聴録音座談会の南高安地区の分の未回答の分と山本地区（万願寺・上之島・福万寺）の分について回答があつたので順次回答をします。

上之島・福万寺地区では固定資産税の問題が一番大きく取上げられたが、この問題は多分に、政治的な面があり、その回答についても非常に難しい面もあるので、次回までお待ち下さい。

恩智川の改良

用水池が危険

（問）降雨量の多い時期になると恩智川の築堤が二三カ所きれ、三四十町歩の田畑が冠水する、これの改修により南高安、高安両地区が二毛作となるので一日も早く解決されたい。（南高安地区分）

（答）お申出での件はもつともと思われますが、恩智川は府準用河川で、市としては工事が出来なく府当局にお願いしているが、改修促進を協力するよう願います。

なおこの川に流入している支流についても防災上、山を早急に緑化すると共に、荒廃度合により必要なものから順次改修します。（経済課）

（問）教興寺池の補修を早急にお願いする。万一決潰すれば教興寺部落は全滅になる。又車塔池及び新川の堤防も併せて補修をお願いする。

（答）本年五月初旬に調査完了しており、両三年来この状態のままであると聞き寒心に堪えません。早急に善処します。又他の分についても調査が完了したので、緊急を要する分から改修及び補修いたします。（経済課）

農業技術の指導を

（問）今迄は中河内第四地区として農業技術補導をされていたが、合併により発展的解消なつたので今までより以上に農業技術の導入をしてもらいたい。

（答）八尾地区としては四名の技術普及員があり、今のところ一員減員になりましたが、十分な計画により皆様に要望に応じたいと思っています。（経済課）

電話を市内一本化

（問）新市にある電話を、是非八尾市内電話一本に統一してほしい。

（答）全国的に新市ブームが現出した結果、同一行政区域にありながら、電話のみ市外扱いになり、電話サービスの改善について合併局と被合併局の距離が四キロ以内の場合は「市内通話」とし、四キロ以上の場合は、市内と同じように「即時通話」の方針をたてていますが、予算面では全国的に約八百億円を要し、本年度はわずか五億円に圧縮され、それも電々債券で、いわば自己資金でまかなえということになっています。

近畿で本年度は五、六局程度しか計画されていませんので、早急には望めませんが、電々債券消化については、全面的な協力の程お願いします。（電報電話局）

（問）電報配達は、当地区は柏原町の区域になっているので統一してもらいたい。

（答）電話区域と同一で、皆様の要望通りに出来るよう極力努力します。（電報電話局）

┃納期限・九月廿六日┃

固定資産税

まだ納期の来ていない分も完納すると税額に対して月一分の割合で前納報奨金を支払います。

―市税は早く納めましょう

元三野郷村役場の処置

（問）旧三野郷村役場の利用方法を考えていただきたい。

（答）旧役場は老朽のため、現在のままでは使用に耐えませんから改築の上、公民館又は集会場のようなものに利用する方法は考えていますが、何分にも改築費用がかかるために早急には出来ませんが出来るだけ早く善処します。（総務課）

時報を毎月二回出せ

（問）八尾市時報は月一回より発行の出来ない時もあるとのことですが、一般市民としては市政及び市の行事などを知ることは時報だけに頼っているのであるから、今後毎月二回以上、出来得れば三回でも発行してほしい。

（答）昨年までは毎月二回以上発行していたが、本年度は予算の関係上約半額に減されました。広報課としては民主的な政治は先ず市政を市民に知っていただくことだと思っており、各方面にも同意見の声が多いのは事実であり、三十一年度には今までより以上に発行して皆様の要望に応えるよう努力します。（広報課）

用水路の掘下げを

下水工事を早急に

（問）五ケ年計画には道路の拡張及び上代中央を流れている川床の掘下げがあると聞いているが、第一に取上げて実施されたい。

三十粍余りの雨でも道路は川の様な状態であり、多年の宿題でもあるから是非お願いしたい。なお同時に高野街道に通ずる道路の拡張も併せてお願いしたい。

（答）調査の折地元の方々と話し合をし、地元の方の手がすいて堤防の雑草除去してから行うことになっています。

なお拡張工事については、五ケ年計画に入っている道路ですので別途実施の予定で、併せての工事は出来ません。（土木課）

（問）旧三野郷村の下水はほとんど寄付によって出来たものであるが旧十三街道（福万寺青年会館前の通）だけは以前石垣がしてあつたので後廻しにされ、合併後三十年度で実施の予定になっているので早急に完成してほしい。

この水路は山本方面からの水が流入し、雨が降れば床下浸水は間違いないので一日も早く実施してほしい

（答）市では現在下水道法を施行しておらないので市全域も下水工事は行っていません。

ただ地元から資材の出された場合だけ市から人夫を出して協力している実状です。（土木課）

道路の四つ角を廣く

（問）福万寺地区は道路が狭く小型自動車だけは乗入れられるがそれでも四ツ角で車が曲りにくい。自動車の曲り易いようにしてほしい。

（答）地元で用地の提供と支障物の移転をして下されば他の工事は市の方で行います。

但しこれは幅員四米以上の場合でその他の場合は実施しかねます。万一現在の狭い道路を四米以上に拡げる場合は土地の提供があれば市の方で工事を行います。（土木課）

（問）河内市では道路にバラスを入れているのに福万寺地区ではまだ入れてくれないのはなぜか。

（答）市道の内重要な道路から順次バラスを散布していますが旧三野郷地区にも現在二〇米程散布しています。今後も順次散布して要望に応じます。（土木課）

農薬購入に補助金を

（問）旧三野郷村は、地区こそ少いが、米の供出では他よりも多い。農家にもつとうるおうような施策をしてほしい。

第一に農薬は、旧三野郷村当時では、チケツトを出して補助をしてもらつており、又予備苗代でも国庫補助金と同額の補助をしてもらつていた。

四Hクラブに対しても補助金を出してもらつていたが、合併してからは、これらは全部削減されている。税金のみ高くなり補助金は打切られたり、減額されたのでは何をしているのかわからないので善処されたい。

（答）市の行政として特定地区だけをよくするということは出来ません。市民全体の立場をよく考えて、うるおいのある行政を基に研究し、要望の線にそうよう極力努力します。（経済課）

市民の声

小作料の値上げ

（問）食糧難時代に比べ現在の百姓の生活は大分苦しくなっています。そこえ最近小作料の値上げが問題になり農民の生活をおびやかす。これでよいか。（水越S生）

（答）小作料の値上りは今の経済状況を考えると止むを得ないことと思われます。しかし地区の事情も異るため、どの程度値上りするかは断言出来ません。農地法の精神は新地主を作らず耕作農民を育成しその健全な発展を期しているので小作料が大幅に値上りし農家の経済面に支障を来すことはないと考えます。市でも今後の価格決定の動きを十分注意し善処したい考えです。これは全国的な問題でもあり農民に直接つながることでもあります。今後とも十分心掛けられるようにお願いします。（農業委員会）

道路側の下肥壺の蓋を

（問）道路横にセメントで丸く堀り蓋のない下肥だめが多く見られるが環境美化、衛生、危険の見地から不都合である。せめて人家の前だけでも市で何とかしてもらえないものか。（南高安YY生）

（答）農家所有の貯溜槽に市で蓋をせよとのことですが一般市民の税金で個人施設の改善は出来ません。各個人にこれを履行するよう保健所から勧告してもらいたいと思いますから具体的にその場所と所有者の住所氏名などお知らせ下さい。なお、このような建設的な投書には氏名をお知らせ下さい。（衛生課）

病院の自転車預り料を廃止せよ

（問）市立病院の自転車置場を無料にしてほしい。一回五円として日に二、三回また一軒で二人三人と出掛けるとその度に料金を取られるのが困る。自転車預りを市民へのサービスとしてほしい。（竹渕A生）

（答）市立病院の自転車預りは無料にするのが本意ですが、現在委託業務としていますので止むを得ず五円の料金を徴収していますが将来財政面に余裕が出来れば無料預りにしたい考えです（市立病院）

学童の作品展

市内中・小学校夏期休暇中の図画・工作などを展覧して一般父兄の来観をおまちします。

と　き……９月10・11の両日

ところ……龍華中学校

主催　八尾市教育委員会

第37回　全国高校野球選手権大会

實況寫眞展

時＝９月22日～24日

場所＝市立商工会館

（近鉄八尾駅前）

観覧料＝不要

主催…朝日新聞社・後援…八尾市

公民館たより

秋の市民展

恒例の文化の日を中心に開催の市民展はいよいよ近づいてきた。今年は特にこの他、郷土文化展として〝光平展〟も開かれる。

市展

書道展、絵画展、写真展、は例年通りであるが、今年は各展覧会ともに、会場を公民館にし、会期を異にするように仕組まれている

応募規定の要約は次の通りですから、市民各位の多数の出品をお願いします。

◎出品受付

十月一日より二十日まで

◎作品の大きさと体裁

書道　枠張、条幅、屏風、扁額横巻、帖、すべて表具のこと（屏風は二曲とする）

絵画　油絵五〇号以下　水彩画　半切以下

写真　四つ切以上（組写真は例外とする）

◎出品者

八尾市在住者又は八尾市に勤務先を有する者に限る。

◎賞品

規定にもとづいて優秀作品に賞状及副賞を贈る。その他、詳細はポスターによつて掲出するが、直接公民館に照会されたい。

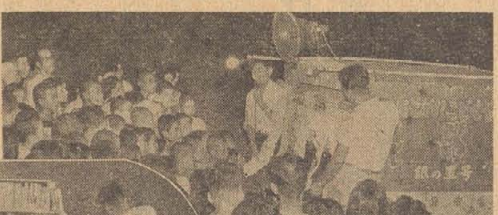

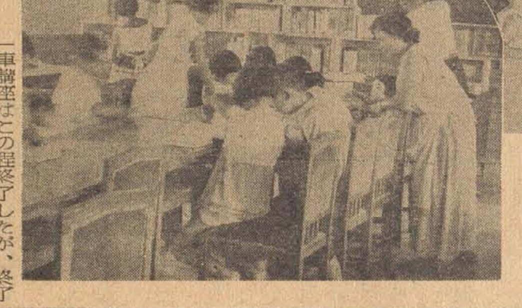

（上）たそがれ子供会に集る両親と子供達

（下）移動図書館で熱心に勉強する小学生たち

自動車講座その後

初夏から開設した成人学級自動車講座はこの程終了したが、終了生中、八月末日現在で免許状を取得した者は二十二名で、うち普通自動車十六名、小型四輪車一名、自動三輪車四名、側車一名で合格率は六一％強である。

いま終了生の人たちで、公民館友の会自動車クラブを作るという計画も持上つている。

なお自動車講座は、この後も開かれる予定であるから、受講希望者は至急公民館へ申込まれたい。

大人は子供に無関心

少年パトロールの成果

八尾警察署は少年警察モデル署の指定を受けているが、少年自身による自主的な不良化防止の思想を養うため暑中休暇を利用して少年パトロール隊と防犯子供会を実施したところ意外な好成績を挙げることが出来た。

この少年パトロール隊の実施期間は七月二十日から八月三十一日までの四十日間でこの期間中五人から十人までの中学校生徒が担任教員と署員に付添われ昼夜交替で市内を巡視したがその延人員数三三〇人、少年の補導件数は三七件、教員の補導件数九件、警察官の補導及び検挙件数は五二件の総件数九七件に上り、少年達の補導したものはトバク的行為二七件、危険な場所での水泳二三件、服装態度の悪いもの三件、子供の二人乗自転車六件で子供らしい補導の仕方で好感が持たれた。

なおパトロール隊員の感想として大きなものを取上げると

❶街を歩く大人の服装が実にだらしがない（ランニングシャツにパンツだけで歩いている。）

❷自転車の相乗はざらにあるし、夜間の無灯のものが多い。

❸夜店は子供に悪い影響を与えることが多いからもつと回数を減らしてほしい。

❹大人は子供が悪い遊びや悪いことをしていても無関心で困る。もつと積極的に自分の子供でなくても注意を与えるようにしてほしい。

❺子供に早く寝よという大人が夜更けまで町をぶらぶらしている子供のしつけのためにも夜遊びは止めてほしい。

など大人をたじろがすような注意を与えている。

旧鑑札や無鑑札の車

市で近く一齊検挙

あなたの自転車、リヤカー、荷車に新しい鑑札が ついていますか。近日中に市内各所で、無鑑札や旧鑑札の車を摘発するため一齊検挙を行います。無、旧鑑札のまま使用していると、お急ぎの場合でもいろいろご迷惑をかけることになります。

至急最寄の出張所か市役所税務課で新鑑札とつけかえて下さい。鑑札取替えには印鑑と自転車税などの領収書を忘れずご持参下さい

養老院へ寄贈

市立養老院に次の方々からご寄贈あり、老人達をよろこばせています。厚く感謝します。

一、金三百四十円、菓子各一包　植松　開光寺婦人会

一、ハンカチ、古雑誌、風呂敷等　山本　中山　喜三氏

一、古雑誌　五十二冊　庄ノ内　山田千代三氏

なお前号（八月二十日号）で柏原町市村伊藤組一氏より一万円寄贈とあるは一千円の誤りにつき訂正する。

生徒の防火図画を募集

応募資格…市内の中、小学校生徒に限る

要　　項…防火に関する建設的な表現をしている作品

〆　　切…10月30日限り

発　　表…11月下旬の予定

入選作品に賞品贈呈　一等（1名）…二等（2名）　三等（3名）…佳作（24名）

八尾消防署予防係

初盆供養に寄金

当市植松の玉島照波さんは、亡夫の初盆供養として、未亡人や母子家庭でお困りになつておられる方に贈つて下さいと未亡人会に金二千円、母子寮に金二千円を寄せられた。

人事異動

技術員見習　姉川　長浩
同　津村　良尚
同　寂内　俊彦
同　胎中　隆
命技術員（土木課勤務）
技術員見習　運天　先祐
命技術員（経済課勤務）
（以上九月一日付）

ねずみの買上げ　１匹10円

買上期間

９月12日～９月21日

土曜日は正午まで

日曜日は休業

市衛生課・各出張所

四行案内

火事!! 電話ですぐ「火事一」と呼んで下さい。千塚・恩智・柏原局の場合は「八尾の消防署」と呼んで下さい。　消防署

火事!! 竹渕・亀井地区の大阪市内電話の時は東の三六〇〇で当署が出ます。火災の場合は場所をはつきり。　消防署

自動車講座・毎週火・金曜日午後六時より開始、今が入講のチャンス、ご希望の方は早くお申込みを乞う。　公民館

身体障害者の方は職業の補導を受けよう。職種はいろいろあり、男女を問わず十月六日選考日詳細は福祉事務所で

職業補導を受けたい方は今すぐ、府下各職業補導所で十月より開講、ご希望の方は市電上八下車　中央職業補導所

飛出ナイフ刃渡り五・五センチメートル以上のものは歩行する時所持すると法律で罰せられます。　警察署

あいくち、刃渡り十五センチメートル未満のものでも所持はいけない。先祖伝来のものなどは許可を。　警察署